



## 11月の保健目標





## ◇インフルエンザの流行が始まりました!

東京都は24日、都内でインフルエンザの流行が始まったと発表しました。1999年の調査開始以降2007年と並び、最も早い時期での流行開始です。9割近くが「A香港型」で、世田谷、大田、中野、葛飾、練馬区で特に流行しています。 学園中でも、インフルエンザと診断された人が数人出ています。一人ひとりが予防に努めるとともに『インフルエンザは、人にうつる病気である』という自覚をもち、流行が広がらないようにご協力をお願いします。



【インフルエンザとは】

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスを原因とする呼吸器感染症です。1~3日の潜伏期間の後に、発熱・頭痛・全身のだるさ・筋肉痛・せき・鼻水などの症状が出ます。一般的な風邪に比べ、全身症状が強いことを特徴とします。多くの人は1週間程度で回復しますが、高齢者や心疾患など基礎疾患のある人は、肺炎を伴うなど重症化することがあります。インフルエンザが疑われる症状が出た場合は、早めに受診しましょう。

【主な感染経路】

患者のせきやくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる「**飛まつ感染」と、**ウイルスがついた手で口や鼻に触れることによる**「接触感染」**により感染します。

## 【予防対策のポイント】

①こまめに手を洗いましょう。 ②規則正しい生活を送って十分な休養をとり、バランスのとれた食事と適切な水分の 補給に努めましょう。 ③普段から一人ひとりが「せきエチケット」を心がけましょう。 ④室内の適度な加湿(概ね湿度40%以上)と換気を行いましょう。 ⑤流行期には、できるだけ人ごみに行かないようにしましょう。

**Ø** 

《せきエチケットとは》~感染拡大を防ぐために~

★せき・くしゃみの症状がある人は、マスクをしましょう。 ★せき・くしゃみをする時は、口と鼻をティッシュでおおいましょう。 (近くに何もない時は自分の肘を曲げ、肘で口と鼻をおおうようにします) ★せき・くしゃみをする時は、周りの人から顔をそらしましょう。

【医師からインフルエンザと診断された場合】 インフルエンザは学校感染症ですので、本人の休養と、他への感染・流行防止のため、 学校保健安全法第19条により、出席停止(欠席扱いとしない)の措置がとられます。 医師からインフルエンザ(またはインフルエンザの疑い)と診断された場合は、次のような手続きをします。

- ①医師からインフルエンザと診断されたことを、学校に連絡する。 ②医師から登校許可が出てから登校する。 ※インフルエンザの出席停止期間の基準:発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで ③『登校届』の用紙を渡されるので、保護者が記入·押印し、担任に提出する。 ※『登校届』の用紙は、学園中のホームページからダウンロードすることもできます。

## 保健室からのお願い

①朝から具合いが悪い時は、無理をして登校しないでください。 生徒:『今日熱が高かったけど、大丈夫だと思ったので学校に来ました!』 池田:『(-\_-;) ....』ということがたまにあります。 朝から熱があったり、具合が悪い時は、無理して登校しても症状が悪化してしまう ことの方が多いですし、流行性の風邪だった場合は、あっという間に他の生徒に 感染し、学校中に広まってしまいます。特に、高い熱がある場合は、感染力の強い インフルエンザである可能性もありますので、欠席し受診するようにしてください。

- ②欠席や遅刻する時は必ず学校に連絡してください。 保護者の方からの連絡のない欠席や遅刻はとても心配ですので、必ず朝のうちに 担任までご連絡ください。
- ③緊急連絡先に変更がある方は、すぐに担任の先生に連絡してください。 学校で具合いが悪くなり早退する時は、保護者の方に連絡をしています。 速やかに連絡できるよう、勤務先や携帯電話等の緊急連絡先に変更があった場合は、 必ず担任までお知らせください。



④保健室への入室はできるだけ控えてください。 この時期、保健室には高い熱の出ている人、ひどいせきを している人等がたくさん来室してきます。そういう状況の 保健室へたくさんの人が出入りをすると、その人達がウイルス の運び屋となり、学校中へ風邪が広がります。風邪流行時には、 できるだけ保健室への入室は控えるようにしてください。